



大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県建設産業団体連合会（以下「乙」という。）は、大規模な地震・風水害等（以下「大規模災害」という。）が発生した場合の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の管理する公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）における大規模災害時の応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模災害発生時に、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請があった場合、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。

3 要請は文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

（応急対策業務及び対象団体）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

（1）公共土木施設の被害情報の収集及び甲に対する報告

（2）障害物の除去及び応急復旧

（3）応急復旧に係る調査、測量及び設計

（4）応急対策に必要な資材及び機材の提供

（5）その他甲が必要とする業務

2 本協定の対象となる乙の加盟団体（以下「対象団体」という。）及び具体的な応急対策業務は、別表のとおりとする。

（応急業務施工者）

第4条 乙は、応急対策業務を実施する必要がある区域又は区間について、

あらかじめ応急対策業務施工者（以下「応急業務施工者」という。）を選定しておくものとする。

（応急対策業務の指示）

第5条 応急業務施工者は、応急対策業務の施工箇所を所管する地方局長（以下「所管地方局長」という。）の指示を受けて業務を行うものとする。

ただし、必要な場合は、応急業務施工者の自主的判断により実施することができるものとする。

（応急対策業務の報告）

第6条 応急業務施工者が応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに業務内容等を記載した報告書を所管地方局長に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 第3条第1項に規定する応急対策業務の実施に要した費用のうち、第2号から第5号に係るものについては甲が負担するものとし、第1号に係るものについて甲は負担しないものとする。

（補償）

第8条 第2条の規定により、応急対策業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」の適用がない場合には、次に掲げる場合を除き、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年愛媛県条例第27号）」を適用する。この場合において、同条例中「従事命令」とあるのは「協力要請」と読み替えるものとする。

- (1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合。
- (2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合。
- (3) その他応急対策業務の実施に起因しない負傷など、補償することが適当でない場合。

2 第3条に規定する応急対策業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は応急業務施工者の資機材等に損害が生じた場合は、応急業務施工者はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により所管地方局長に報告し、その処置について双方協議するものとする。

（細目）

第9条 この協定に基づく応急対策業務を行うために必要な細部の事項については、別に細目を定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定契約締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年3月19日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県

知事

加々木 守



愛媛県松山市二番町四丁目4番地4

乙 愛媛県建設産業団体連合会

会長

浅田



別表（第3条関係）

対象団体及び応急対策業務

団体名	応急対策業務
(社) 愛媛県測量 設計業協会	<ul style="list-style-type: none"> ○公共土木施設の被害情報の収集及び甲に対する報告並びに応急復旧に係る調査、測量及び設計 ○その他甲が必要とする業務
四国地質調査業 協会愛媛支部	<ul style="list-style-type: none"> ○公共土木施設の被害情報の収集及び甲に対する報告並びに応急復旧に係る調査、設計及びボーリング 関連工事に係る応急復旧 ○その他甲が必要とする業務
(社) 愛媛県電設 業協会	<ul style="list-style-type: none"> ○公共土木施設の照明設備、電光掲示設備、排水ポンプ設備、その他電気設備等に関する被害情報の収集 及び甲に対する報告並びに障害物の除去及び応急復旧 ○応急対策に必要な発電機、投光器等電気関係資機材 の提供 ○その他甲が必要とする業務
(社) 日本造園建 設業協会愛媛県 支部	<ul style="list-style-type: none"> ○公共土木施設の樹木、緑地、修景施設等に関する被 害情報の収集及び甲に対する報告並びに倒木等障 害物の除去及び応急復旧 ○その他甲が必要とする業務
(社) 全国道路標 識・標示業協会四 国支部愛媛県協 会	<ul style="list-style-type: none"> ○公共土木施設の標識、防護柵、その他交通安全施設 等に関する被害情報の収集及び甲に対する報告並 びに障害物の除去及び応急復旧 ○応急対策に必要な標識、防護柵、その他交通安全資 機材等の提供 ○その他甲が必要とする業務
(社) 全国特定法 面保護協会四国 地方支部	<ul style="list-style-type: none"> ○公共土木施設の法面災害等に関する被害情報の収 集及び甲に対する報告並びに浮石、落石、倒木等障 害物の除去及び応急復旧 ○その他甲が必要とする業務
愛媛県法面工事 業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ○公共土木施設の法面災害等に関する被害情報の収 集及び甲に対する報告並びに浮石、落石、倒木等障 害物の除去及び応急復旧 ○その他甲が必要とする業務

(注) ここでいう公共土木施設とは、甲が管理する道路、河川、港湾、海
岸、砂防、地すべり、急傾斜地、都市公園に係る施設及び区域をいう。